

吉島地区災害対応マニュアル

I 総則

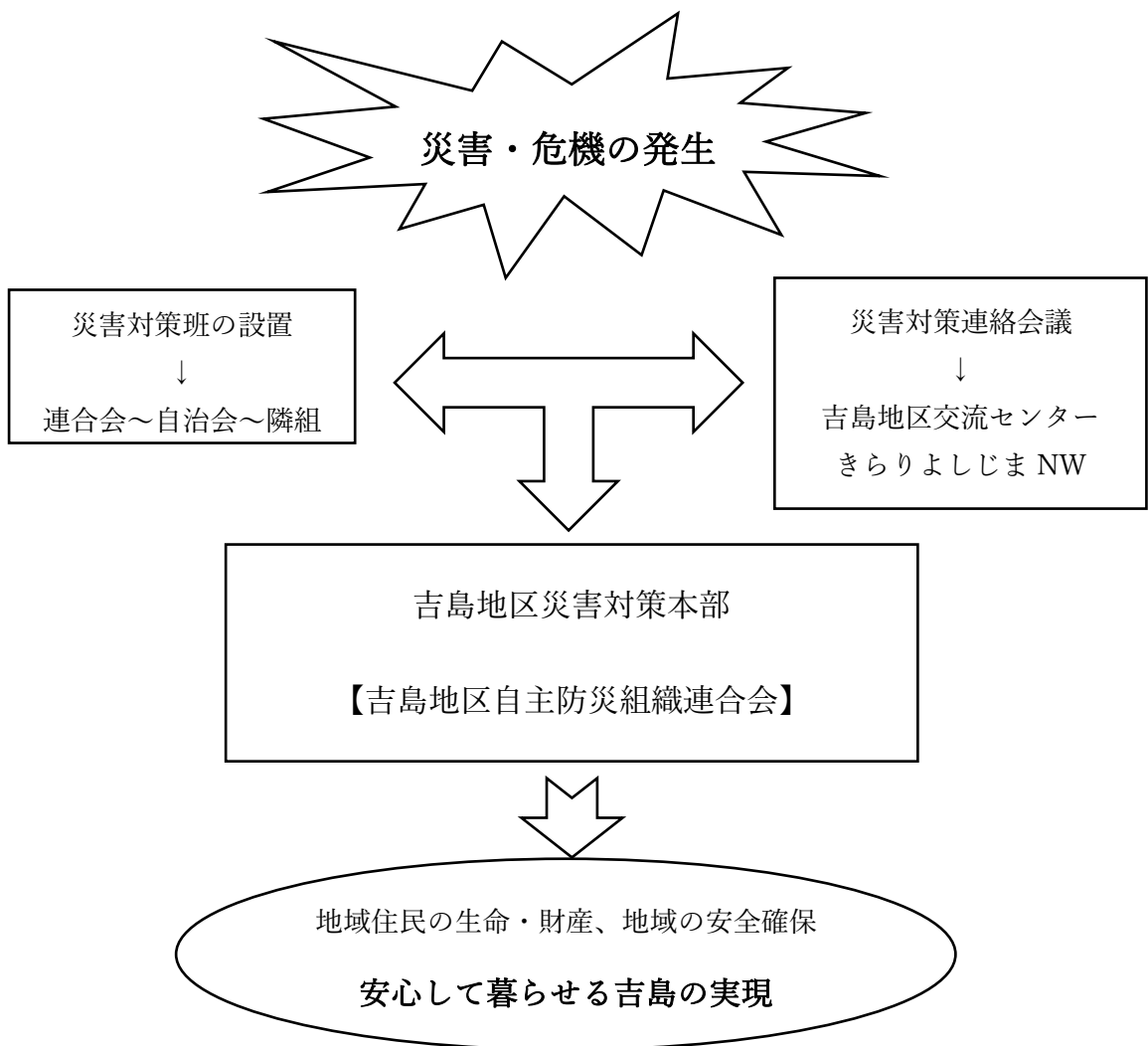
1. 目的

本マニュアルは吉島地区において地震、豪雨等の自然災害や大規模火災、新興感染症等の健康危機等想定を超える危機の発生、または発生する恐れがある時に地域住民の生命、財産や地域の安全を確保する上で応急対策を迅速かつ円滑に行うために地域住民の初動について必要な事項を定めるものである。

2. 災害の定義

- (1) 自然災害 地震、台風、豪雨、洪水、水害、雹等
- (2) 特殊災害 大規模火災、危険物事故、交通事故、断水、停電
- (3) 健康危機 新興感染症（新型コロナウイルス、鳥インフルエンザ、SARS 等）飲料水汚染
大気汚染、危険動物等

3. 吉島地区災害対応構成図（平常時の予防対策・災害時対策警戒態勢）



II 体制

1. 災害対策班及び災害対策本部設置基準

災害及び危機発生における動員等の配備体制は、警報発令、地震の震度区分及び緊急招集連絡より次の4体制に区分する。

(1) 設置基準

区分	体制	災害別参集範囲
第一次体制	災害対策警戒	各家庭、隣組、自治会単位において相互に注意喚起や対策準備を行う。 気象等警報発令、事故等警報、注意報発令
<p>気象警報が発令されたときに、自治会長は隣組長と連携し相互に声をかけ合い注意喚起や災害を想定し準備をおこない自宅で待機する。 自主防災の長、きらりよしじま3役、(川西町地域連絡員)、交流センター事務局は自宅において待機する。</p>		
第二次体制	災害対策班	自治会長を班長として隣組長で構成。 震度5弱を観測または被害発生が予想される場合 洪水警戒レベル2(気象庁が発令)
<p>自治会長を班長として、隣組長と連携して災害に備える体制を整え、自宅で待機する。 自主防災の長、きらりよしじま3役、川西町地域連絡員、交流センター事務局は自宅において待機する。</p>		
第三次体制	災害対策連絡会議	自主防災の3役、きらり3役、交流センターで構成 震度5強を観測または被害発生が予想される場合 洪水警戒レベル3(川西町が発令→高齢者等避難)
<p>自主防災の長を議長とし、自主防災3役、きらりよしじま3役、川西町地域連絡員、交流センター事務局は交流センターに参集し、災害対応にあたるための川西町との連絡、調整等のもと避難場所等の選定等事後の対応体制を協議、整える。 高齢者等の災害弱者の避難誘導について、被害対象となる当該自治会長と連携し速やかに避難させる。自治会長は隣組長と連携し、高齢者等の避難を誘導する。</p>		
第四次体制	災害対策本部	自主防災の3役、きらりよしじま理事、交流センター、川西町連絡員で構成 震度6以上を観測、大規模被害が予想される場合 洪水警戒レベル4(川西町が発令→全員避難)
<p>自主防災の長をリーダーとして、自主防災の役員、きらりよしじま理事、交流センター、川西町地域連絡員は交流センターに参集。 川西町対策本部と連携し、情報収集、指示命令の伝達、避難場所等の確保及び非常食や炊き出し等の準備、運営について協議し対応にあたる。</p>		

【雨の予報用語の意味】

やや強い雨	10～20 mm未満	ザーザーと降る雨。 長く降り続く場合は注意が必要。
強い雨	20～30 mm未満	土砂降り。 側溝や下水が溢れ、小規模のがけ崩れの心配も。
激しい雨	30～50 mm未満	バケツをひっくり返したような雨。 道路が川になり災害発生の恐れあり。
非常に激しい雨	50～80 mm未満	外出困難な滝のような雨。 災害が発生する危険性が高く、警戒が必要。
猛烈な雨	80 mm以上	圧迫感があり息苦しく恐怖を感じる雨。都市機能がマヒし、大規模災害発生の恐れが極めて高くなり、 嚴重な警戒が必要。

【特別警報の発表基準】 ただちに命を守る行動をとってください。

現象の種類	特別警報発表基準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
地震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。（緊急地震速報〈震度6弱以上〉を特別警報に位置付ける。）

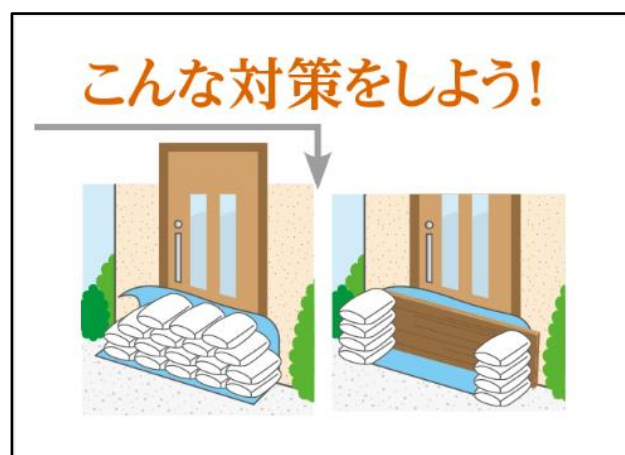
※表中の数十年に一度の現象に相当する客観的な指標。

大雨特別警報：48時間または3時間降水量及び土壌雨量指数において50年に一度の値を超えた地域が多数出現した場合。

【水害から命や財産を守るためのノウハウ】

- 河川の氾濫で外から水が迫る！
- 外からの浸水を防ぐ
- 溢れた水や泥が流れ込んでくるのを防ぐ

※ブルーシートの上に止め板をあて土のうを置いて浸水をガードする。



浸水は外からだけじゃない！排水溝の逆流に注意！

下水が大雨を処理しきれなくなると、排水溝から汚水が逆流する危険性が高まる。

※キッチンや浴室、洗濯機は排水溝に、トイレは便器の中に土のうを置いて汚水の逆流を防ぐ。



【自治体が発令する避難情報】

「準備情報」段階でも住宅によっては危険な場合もありますので早めの避難準備を心がけること。

○避難準備情報

災害発生の可能性がある時に発令。避難準備を始める。乳幼児や高齢、要介護者がいる家庭は早めの避難を。



○高齢者避難等

川西町より災害のおそれがあり危険な場所から高齢者等の避難が必要と予想される地域に避難を呼びかけます。

(防災無線や緊急アラーム、HP等)

自主的に自治会単位や連合会単位で避難所への避難を開始。



○避難指示

災害のおそれが高い時に発令。

危険な場所から全員避難を指示。

各家庭、自治会単位や連合会単位で避難所へただちに避難する。



○緊急安全確保

災害発生又は切迫（必ず発令されるものではない）時に発令

命の危険 直ちに安全確保を指示。

(2) 災害支援 自治会単位、支部連合会単位の災害、事故の発生の場合の自主防災の支援
 自主防災の長をリーダーとして、当該自治会長からの連絡を受け、公助要請や地区自主防災で備える備品、備蓄等の支援をおこなう。

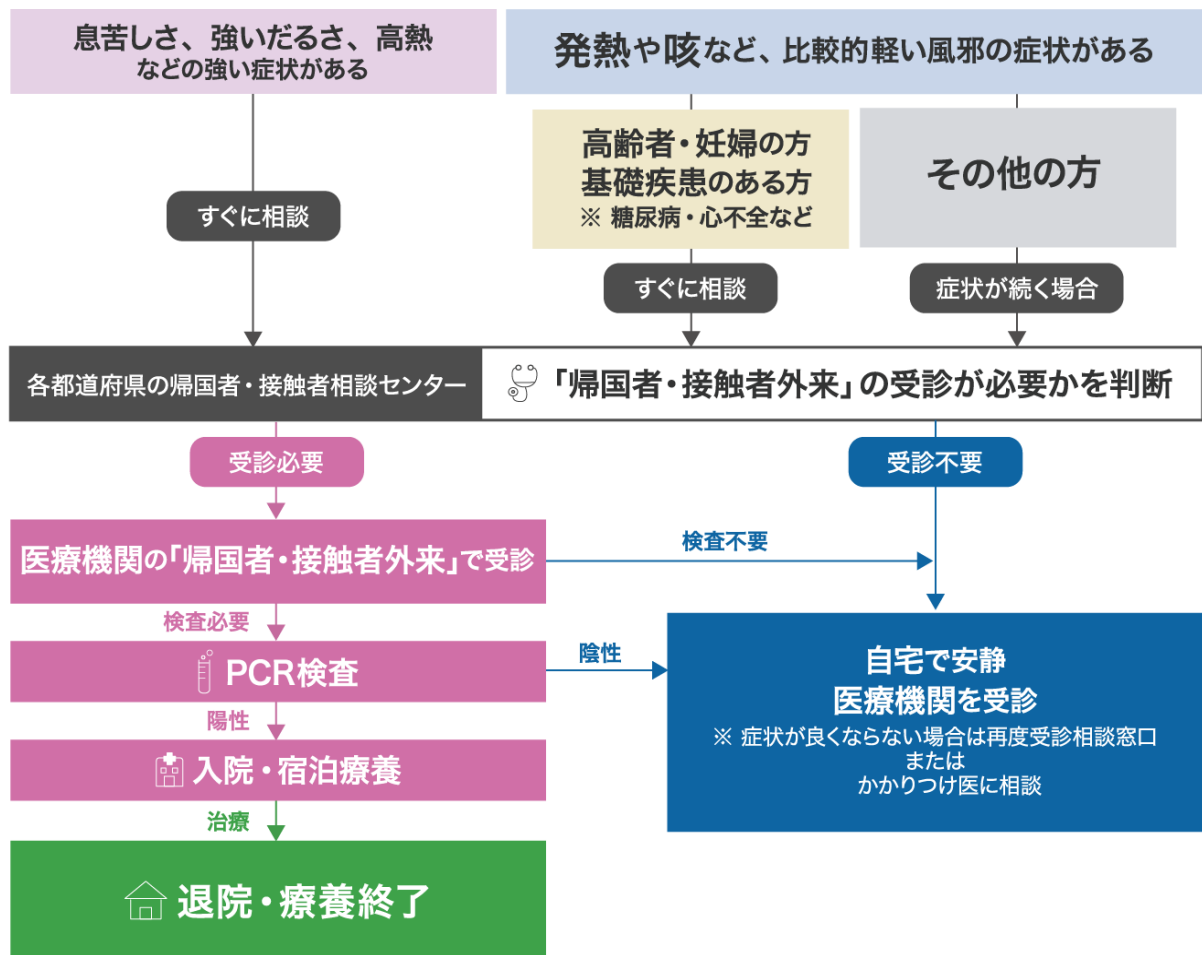
- 担 当 吉島地区自主防災事務局（きらり）
- 連絡方法 各自治会長から事務局へ電話または無線で連絡する。

(3) 健康危機対応

構成は吉島地区各種団体長及び理事で構成し、感染症拡大防止について協議し、各自治会長と連携し周知と予防の徹底を図る。行政との連絡窓口はきらりよしじまがおこなう。

- 担 当 吉島地区自主防災事務局（きらり）
- 連絡方法 自主防災の長の指示で事務局から各種団体の長へ連絡する。

新型コロナウイルスに感染したと思ったら



(4) 子どもに関する安全体制

構成は吉島小学校、PTA、児童クラブきらり、よしじまっ子見守り隊、地区交流センターとし、情報を共有し災害や事件発生時は適宜連携体制を整える。

① 不審者・不審車両

地域内において不審者、不審車両との情報を得たときは、PTA、見守り隊、自治会等と連携し、無線及び防災無線を活用し注意喚起と抑制を図る。

② 学校就業日における災害の発生

町災害対策本部員：教育総務部員（教育総務課、教育施設班・教育救護班）、医療支援部員（健康子育て課、子育て施設・救護班）において、施設の被害状況把握、避難体制の確立に向け対応する。

③ 学校休業日における災害の発生

学校休業日については、それぞれの家庭、保護者の責任において児童の安全確保に努め避難勧告や指示が発令されたら隣組長、自治会長の指示により一時待避所への避難、車中避難等において身の安全の確保に努める。

児童クラブに通所する児童は別に定める危機管理マニュアルに基づきその職員は事件、事故、災害の対応にあたる。

担 当 吉島地区自主防災事務局（きらり） 児童クラブきらり

連絡方法 自主防災の長の指示で事務局から各種団体の長へ連絡する。

(5) 避難所の解説と運営

避難所の開設は、原則として川西町災害対策本部が行う。しかし、大規模な災害が起こった場合、職員が被災したり、道路・ライフラインなどへの被害によって職員の配備が遅れ、避難所の開設・運営自体ができない場合も十分考えられる。そのような場合、二次災害の拡大を防ぐためにも、町の職員の到着を待たず施設管理者や市民自ら避難所を開設する必要がある。

また、避難所開設後は、町の職員が避難所の運営を支援し、避難者一人ひとりが避難所の運営を行っていくことを基本とし、避難者は避難所の運営に主体的に携わり、問題点は町の職員やボランティアなど支援スタッフと協議、解決していき避難生活を充実させていく。

担 当 吉島地区自主防災事務局（きらり）

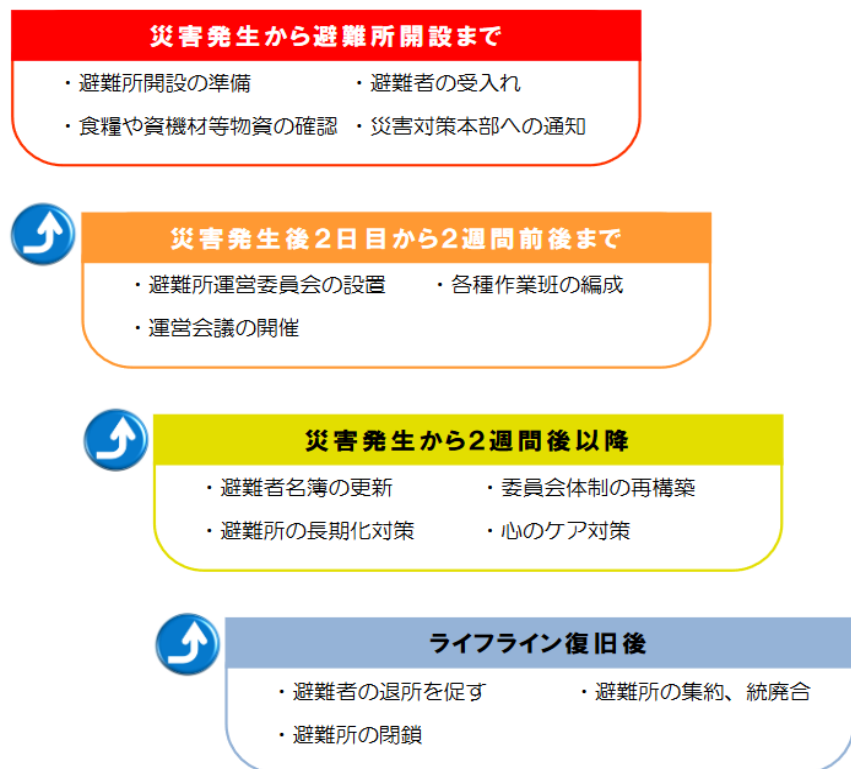
連絡方法 自主防災の長の指示で自治会長⇒隣組長⇒住民へ連絡する。

	主体	避難所における基本的な役割・位置づけ
地域	避難者	○避難所開設時においては町職員、施設職員の指示に従って協力する。 ○避難所生活が始まった後においては、各自治会等で随時、与えられた役割を担当する。
	自治会・自主防災組織	○避難所配備職員・施設職員と協力して、避難所開設、運営の中心を担う。

町・施設	町職員	<p>○発災後、市役所に参集し、避難所開設が決定された場合、各避難所へ向かう。</p> <p>○施設職員、自治会等と協力して、避難所開設・運営の支援に当たる。</p> <p>○災害対策本部との情報連絡を行う。</p> <p>○長期化する避難所生活の中で、健康相談や衛生管理等を行う。</p>
	避難所施設職員	<p>○施設管理者として、避難所配備職員、自治会等と協力して避難所の開設・運営の支援を行う。</p>
その他	ボランティア	<p>○災害ボランティアセンターから派遣され、物資の調達や配分など人員を多数必要とする業務の支援を行う。</p>

□避難所開設・運営の対応フロー

○避難所開設から閉鎖までの流れ



(6) コロナ禍における避難避難所の管理運営。

町災害対策本部において避難所を設置する。管理運営は、町災害対策本部が主に担当し状況に応じて自主防災組織との協力・連携を図り進める。県が示す「新型コロナウイルス感染症注意・警戒レベル」を遵守しながらコロナ禍状況を判断し、管理運営については「山形県避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を参考としながら出来る限りの対応を図る。

(7) 避難所運営委員会の設置

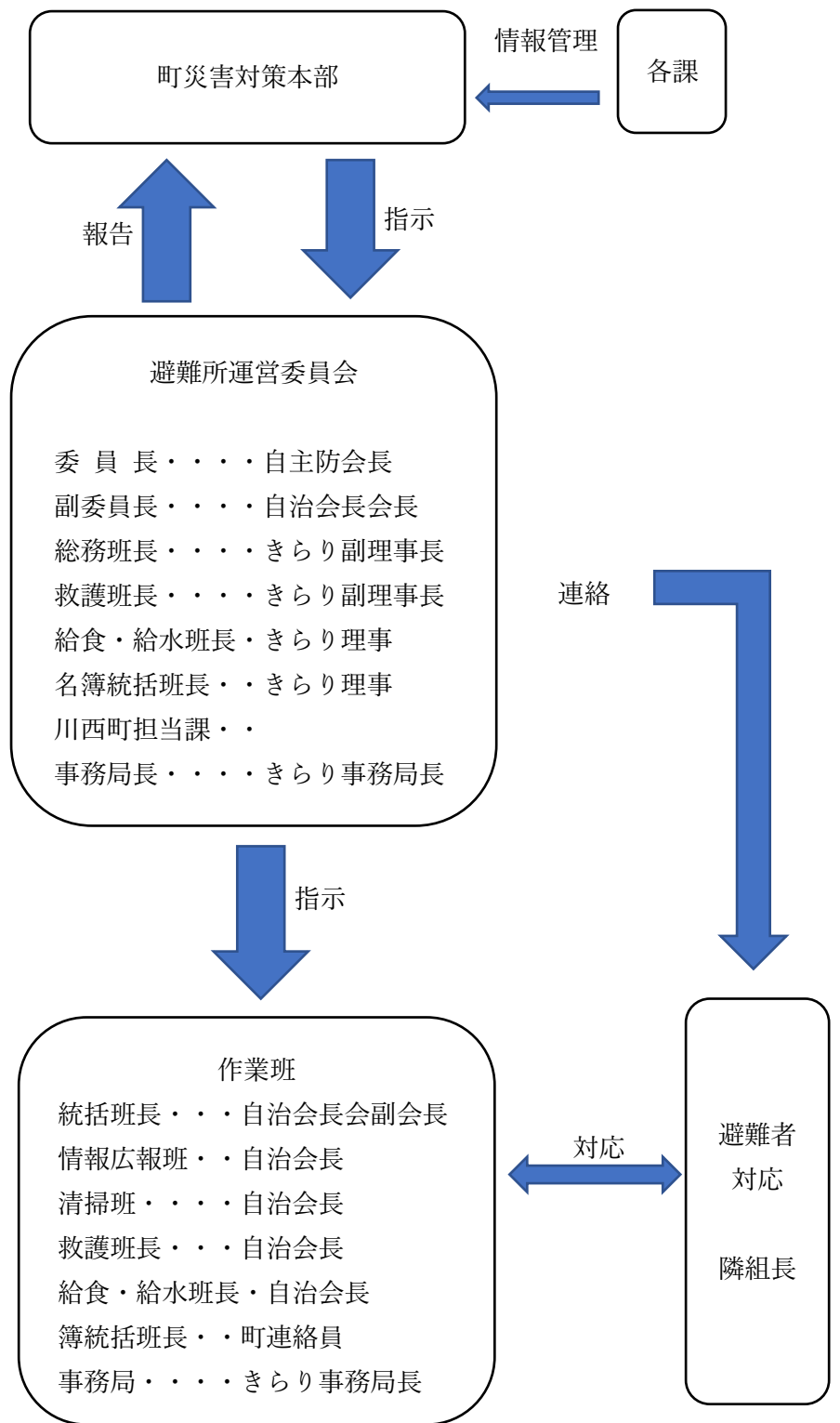
避難所を効果的に運営する際には一定期間秩序ある生活をするために、まず避難所を運営する組織を作る必要がある。避難者が集まったら、川西町担当職員、施設の職員等と連携を図る避難所運営委員会を設置する。

自主防災組織の会長などがリーダーとなって役員や自治会に効率よく指示を出せるような体制を整える。

委員の選任の場合は

- ①個人の負担が重くならないようローテーションを組む。
 - ②様々な視点を取り入れるため、委員会は男女のバランスをとる。
 - ③ボランティアについては原則として、委員の構成員としない。
- 担 当 吉島地区自主防災事務局（きらり）
 - 連絡方法 自主防災の長の指示で自治会長⇒隣組長⇒住民へ連絡する。

◆避難所運営委員会組織図



◆各班の主要な仕事

<p>総務班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄倉庫内の資機材の取扱い、管理。 ・ 避難所運営委員会の庶務、事務局を担当。 ・ ボランティアとの連絡調整、要請。 ・ 避難所記録簿の作成。
<p>情報・広報班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ デマやパニック防止すの情報管理。 ・ 避難者生活に必要な生活関連情報等や要望等を収集。 ・ 収集した要望等を避難所運営委員会に伝達。 ・ 掲示板等を活用し、各種情報を避難者に伝達。
<p>救護班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者や障がい者、高齢者等を救護。 ・ 名簿統括班と連携し、負傷者の把握する。 ・ 負傷者の応急手当、医療機関への搬送の手配。
<p>清掃班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設トイレの設置。 ・ 避難所からのゴミ分別ルールの徹底。 ・ ゴミ収集が始まるまで、ゴミの管理。 ・ 避難所の清掃。
<p>給食・給水 物資分配班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食施設がある避難所では給食機材の有効活用を図る。 ・ 給水時に混乱が起こらないように対策を講じる。 ・ 名簿統括班、物資分配班と連携し、炊き出しに必要な材料や燃料等を町職員を通じて災害対策本部に要請、確保する。 ・ 物資分配班と連携し、給食等を分配する。 ・ 救援物資等を本部から受け入れ、配布する。 ・ 名簿統括班と連携し、避難者数を把握して必要となる物資の数量を把握する。 ・ 要配慮者への対応を考慮しながら、不満がないよう分配にする。
<p>名簿統括班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の入所者及び退所者を把握するため、名簿を作成する。 ・ 避難行動要支援者や帰宅困難者等の名簿を別途作成・管理する。

◆運営会議

- ・避難所運営を円滑に進めるため、避難所運営委員会は毎日1回以上運営会議を開催する。
- ・運営会議では、避難者や各班の活動情報を共有し今後の活動方針を決めるとともに、避難者の増減に合わせた避難スペースの変更など、避難所内での問題や課題について対処方法を決定する場とする。
- ・避難所運営委員会の出席者は、運営委員会委員、市の職員、ボランティアスタッフ等で構成されます。
- ・書記をおき、会議の内容をまとめ、避難所日誌を作成する。

◆会議の議題（初動期）

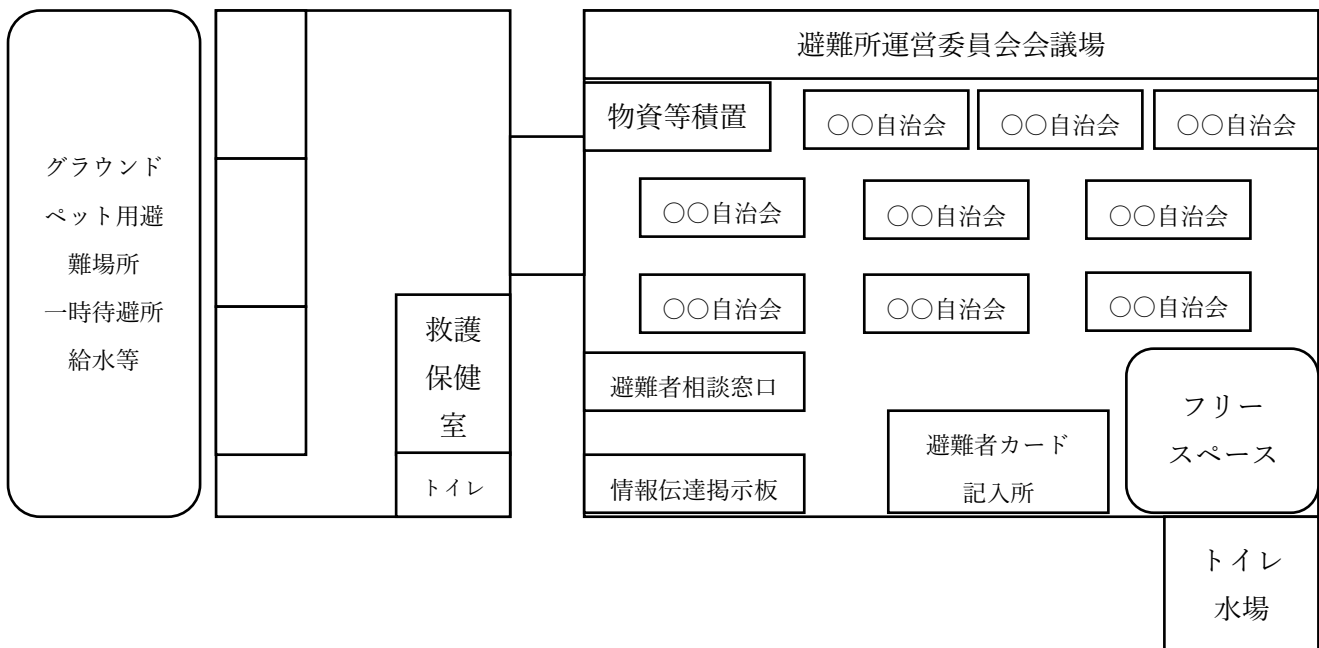
- ①避難所生活で混乱が起らないよう、避難所における基本的ルールを定める。
- ②町からの災害情報及び連絡事項の報告会議には町の職員も同席する。
- ③各班の活動報告各班の活動状況や活動時における問題点・懸念事項などを報告、協議する。
- ④各班が収集した問題点・要望等についての協議し避難者等から挙げられた避難所生活における問題点・要望などについて情報共有し、その対応方針について町と協議する。
- ⑤避難者への周知事項や連絡事項について確認する。
- ⑥避難生活が安定期に入れば避難者の減少によるルールの改定をおこなう。
- ⑦避難者の減少による居住スペースの統廃合等について協議しプライバシーの領域増に努める。

◆避難所レイアウト

川西町の避難所指定は吉島小学校（大規模水害時は不可） あいばる（（大規模水害時は不可）

教室は、更衣室や授乳室、特別の配慮が必要な要配慮者の避難スペースに充てることができるが、校舎は生徒が勉強する場であるため、復旧が進みいずれは応急教育が行われることもあるため、施設管理者と協議したうえで使用する。また、校舎が使用できる場合、保健室や放送室などの活用で機材が揃った環境を構築する。

吉島小学校配置例（再考）



◆食糧や資機材等物資の確認

食糧を災害対策本部から調達する際には、避難者名簿を参考に正確な避難者の数を伝える。その際に食糧だけではなく、防災資機材等に不足があれば申請しておく。

また自治会に炊き出し等の食糧を提供する際には、安全のため食中毒やアレルギー等に配慮する。

◆町の災害対策本部への報告

通常、町への連絡は町職員（地域連絡員）が行うが災害時や緊急時には必ずしも町の職員が避難所運営に参加できているとは限らないためそのような場合には、自主防災の避難所運営委員長等がリーダーとなって報告する。

◆ライフライン復旧後の避難所

①避難所の閉鎖

避難所の閉鎖は、災害対策本部と運営委員会が協議しながら検討して避難者に周知する。

②避難所の閉鎖の合意形成と通知

避難所を閉鎖する際には、災害対策本部と運営委員会だけで話し合わずに、避難者に説明をして了解を得る。自宅や車中で避難生活をしている方の中には、避難所で食料等の配給を受けている方がいる場合があるため。避難所で行っていた配給が中止になることを地域に伝えることともに、開設している他の避難所の情報を伝える。

③避難所の後片付け

避難所の閉鎖が決まったら、避難所の設備や物資については、どのように返却、あるいは処分するかを町の災害対策本部と協議して避難所の片付けを行う。

避難所の運営に使用した避難者名簿などの記録や資料などは、町の災害対策本部に忘れずに提出する。

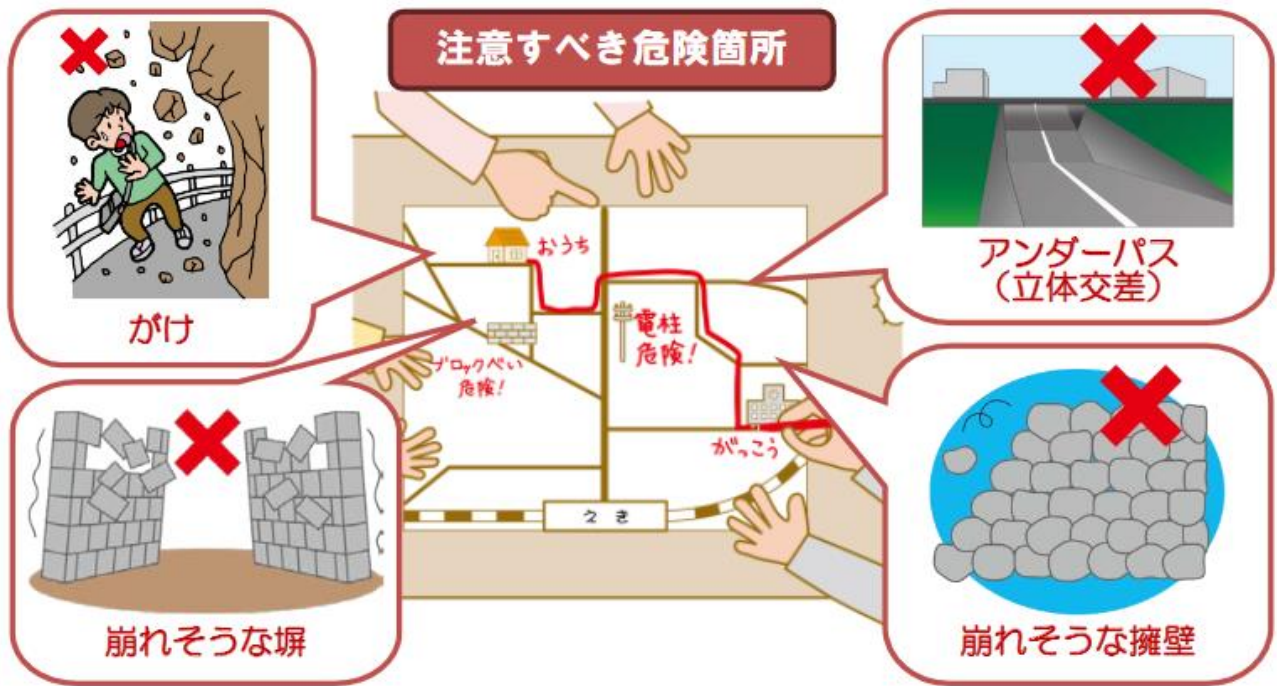
（８）日頃からの防災活動

◆地域の危険個所の把握と周知

町では、災害時に被害を受ける可能性がある箇所を地区ごとにまとめた「総合防災ハザードマップ」を各世帯に配布している。ハザードマップは小学校区ごとの被害想定をまとめているだけでなく、災害への備えや、災害時の対応・留意事項など、身を守るための様々な啓発情報を掲載しているので、これを活用し、地域内での災害時の活動等について確認しておく。

ハザードマップの中の地図を活用して、実際に地域の避難所までの経路を確認するとともに、地域内の危険な箇所などを把握しておく。

※吉島地区では地区内の危険個所のマップを作成し全戸に配布しています。



◆防災訓練の企画・運営

地域防災力の向上を図るため、自治会を巻き込んだ防災訓練を行う。

- ①災害発生想定訓練
- ②避難誘導訓練
- ③災害対応訓練倒壊家屋救助訓練、応急救護訓練(AED、救護)、避難所設営訓練、炊き出し訓練、初期消火訓練など

※吉島地区では総合防災訓練を毎年実施しています。

※吉島地区では自治会長、防犯協会長を対象に毎年災害想定図上訓練を行っています。

◆防災資機材の整備・管理

吉島地区では、自主防災組織の設立時に、各自治会、連合会に防災資機材を配備している。備蓄している防災資機材は、防災訓練などで使用方法を確認するなどして災害に備える。また、自治会や連合会単位で定期的に資機材の点検を行う。

◆自治会との連携

大規模な災害時には、1つの自治会だけでは必要な情報全てを集めることや、対応することが非常に難しい。その際に、近隣の自治会との情報交換ができると、災害時に必要な情報などを迅速に把握することができるため連合会との連携や交流を深めるようにしておく。交流を通していくことで「自分たちの地域は自分たちで守る」共助の意識醸成に努める。

自主防災組織。自治会等向け災害時対応マニュアル



吉島地区自主防災組織連合会

令和2年度作成

目 次

はじめに	15
自助・共助・公助の連携	15～16
災害発生時の対応【災害対応フロー】	16～17
災害発生時の対応【情報の収集・伝達活動】	18～22
災害発生時の対応【救出・救護活動避難行動要支援者の支援】	22～23
災害発生時の対応【避難所開設・運営】	23～24

はじめに

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災、そして平成23年3月11日に発生した東日本大震災、吉島地区においては令和元年10月19日の豪雨災害が発生しました。また令和2年では新型コロナウイルスの感染拡大による健康危機災害が発生しています。

地域における自然災害防災活動の他に新たに健康危機災害防災活動が求められ、その重要性、自治会等や自主防災組織による共助の重要性について貴重な教訓を得て地域の防災力の強化・充実の必要性が高まってきております。




大規模な災害の発生直後では、消防隊や救急車等の数には限りがあり、自衛隊等の応援も、倒壊建物や火災、道路渋滞によりすぐには到達できないという状況となるため、全員をすぐに助け出すことができません。そのため、災害からいのちを守るためには、「自分の身は自分で守る」自助と、「自分たちの地域は自分たちで守る」共助の働きが重要であり、それらと「防災関係機関の取組」公助が連携し、地域の防災力を向上させることが重要です。そのような中で本マニュアルは、災害が発生した時に自分の身を守るため、また避難所の運営などを通して自治会等における共助を促進することを目的として、大規模な災害が起こった際の初期の対応や自治会等の行動内容等についてまとめたものです。

地域における今後の自治会等の活動を、より一層活発なものとするための参考としてくださいますようお願いいたします。

2. 自助・共助の連携

大規模な災害が発生した場合、町や防災関係機関（県、消防、警察や自衛隊など）の活動「公助」には限界があります。災害から身を守るには、「自分の身は自分で守る」自助と、「自分たちの地域は自分たちで守る」共助が大切で、それらと公助が連携することで「地域の防災力」を向上させることが重要です。

災害による被害を最小限にするためには、町や防災関係機関などによる防災対策や災害対応だけでなく、地域の活力を生かした自助・共助の力が不可欠です。特に、普段から防災訓練や、要配慮者の把握を行っている地域なら、消防や警察などの防災関係機関より早く災害対応に当たることが可能であり、被害の軽減に大きな役割を果たすことができます。また、実際に避難所での生活が始まれば、運営をしていくのは避難者一人ひとりです。その時のためにも、普段から地域の中で、運営のあり方や手順などを確認しておくことが重要です。

自助	「自らの命は自分で守る」という自覚に根ざした災害への備えや災害発生時の的確な行動	
共助	身近な地域コミュニティにおける自主防災組織の取組や災害ボランティアの活動	
公助	・発災時に迅速・的確に対応しうる防災・危機管理体制の強化など行政が行うべき防災対策の着実な推進 ・自助、共助による取組の推進	

自助

自分の身は自分で守る

こんなことが大切

いざという時のための備蓄はしておきましょう。自分自身を守ることが、周りの人を守ることに繋がります。



こんなことが大切

地域住民の安否確認や避難支援を少しでも早くできるように、事前に話し合いましょう！



家族会議

備蓄品の準備

情報収集

避難行動



自主防災



耐震診断・耐震改修



家具の固定

地域防災活動への参加



避難訓練

情報周知・伝達

避難所等の運営

「自助」「共助」の推進

救助・救出

助け合って避難

初期消火

資機材の整備・管理

避難行動要支援者の支援

耐震化促進事業

自分たちの地域は自分たちで守る

市や防災関係機関の活動

共助

公助

3. 災害発生時の対応-1

区分	体制	災害別参集範囲
第一次体制	災害対策警戒	各家庭、隣組、自治会単位において相互に注意喚起や対策準備を行う。 気象等警報発令、事故等警報、注意報発令
<p>気象警報が発令されたときに、自治会長は隣組長と連携し相互に声をかけ合い注意喚起や災害を想定し準備をおこない自宅で待機する。 自主防災の長、きらりよしじま3役、川西町地域連絡員、交流センター事務局は自宅において待機する。</p>		
第二次体制	災害対策班	自治会長を班長として隣組長で構成。 震度5弱を観測または被害発生が予想される場合 洪水警戒レベル2（気象庁が発令）
<p>自治会長を班長として、隣組長と連携して災害に備える体制を整え、自宅で待機する。 自主防災の長、きらりよしじま3役、川西町地域連絡員、交流センター事務局は自宅において待機する。</p>		
第三次体制	災害対策連絡会議	自主防災の長、きらりよしじま3役、交流センターで構成 震度5強を観測または被害発生が予想される場合 洪水警戒レベル3（川西町が発令→高齢者等避難）

<p>自主防災の長を議長とし、自主防災3役、きらりよしじま3役、川西町地域連絡員、交流センター事務局は交流センターに参集し、災害対応にあたるための川西町との連絡、調整等のもと避難場所等の選定等事後の対応体制を協議、整える。</p> <p>高齢者等の災害弱者の避難誘導について、被害対象となる当該自治会長と連携し速やかに避難させる。自治会長は隣組長と連携し、高齢者等の避難を誘導する。</p>		
第四次体制	災害対策本部	<p>自主防災の役員、きらりよしじま理事、交流センター、川西町連絡員で構成</p> <p>震度6以上を観測、大規模被害が予想される場合</p> <p>洪水警戒レベル4（川西町が発令→全員避難）</p>
<p>自主防災の長をリーダーとして、自主防災の役員、きらりよしじま理事、交流センター、川西町地域連絡員は交流センターに参集。</p> <p>川西町対策本部と連携し、情報収集、指示命令の伝達、避難場所等の確保及び非常食や炊き出し等の準備、運営について協議し対応にあたる。</p>		

地震発生時の対応

災害発生後	自治会等の活動	個人（家庭）の行動
～10分経過	<p>【災害直後】</p> <p>◎火災を発見したら、素早く初期消火</p> <p>◎避難行動要支援者の安否確認・支援</p>	<p>◎まず自分の身を守る</p> <p>◎家族の安否確認</p> <p>◎避難行動の準備</p> <p>（非常持ち出し品等の準備）</p>
～30分経過	<p>【救出救護活動】</p> <p>◎生き埋め者・負傷者の救出</p> <p>◎負傷者の応急救護および搬送</p>	<p>◎隣近所や周辺の安全の確認</p> <p>◎テレビ・ラジオ等で災害の情報を収集</p>
～3時間経過	<p>【被害情報の収集・伝達】</p> <p>◎地域の見回りにより被害情報を収集</p> <p>◎継続的な被害情報の収集・整理</p> <p>◎町や自主防災本部からの情報を自治会住民へ伝達</p>	<p>◎避難が必要となったら自治会長や隣組長の指示で、できる限り集団を作り避難行動を開始</p> <p>◎外出先で被災した場合はむやみに移動しない</p> <p>◎避難が必要となったらできる限り集団を作り避難行動を開始</p>
～24時間経過	<p>【避難所の開設・運営】</p> <p>◎避難所の開設、受入れの準備に協力</p> <p>◎避難所運営に積極的に参画し主体的に避難所を運営する</p>	<p>◎在宅避難または避難所での生活</p> <p>◎避難所運営への積極的な参加・協力</p>

大地震が発生した場合、防災機関による救援活動に最低でも3日程度はかかります。

▼家庭や自治会で3日間～1週間分の食料や飲料水を備蓄・準備しましょう。

風水害発生時の対応

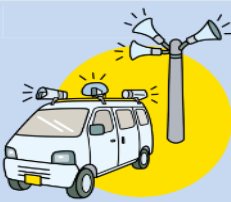
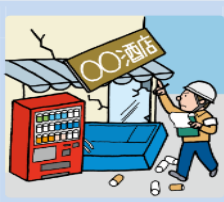

区 分	自治会等の活動	個人（家庭）の行動
災害予防	【災害発生前】 ◎住民への避難準備の呼びかけ ◎土のう積み等の相互支援 ◎避難行動要支援者への避難準備支援	◎土のう積み等の準備や手配
待機水位	【災害情報の収集・伝達】 ◎地域の見回りにより被害情報を収集 ◎継続的な災害情報の収集・整理 ◎町からの情報を地域住民へ伝達	◎家族の安否確認 ◎火の始末（初期消火） ◎避難行動の準備（非常持出品等の準備） ◎隣近所や周辺の安全の確認 ◎テレビ・ラジオ等で災害の情報を収集
氾濫注意水位	【避難開始時の対応】 ◎住民への避難の呼びかけ ◎避難行動要支援者への避難支援	◎できる限り集団を作り避難行動を開始 ◎高齢者や要支援者に配慮しながら避難
避難判断水位	【避難勧告及び指示の対応】 ◎住民への避難の指示 ◎避難行動要支援者への避難支援 ◎避難場所での情報の掌握	◎在宅避難または避難所での生活 ◎避難所運営への積極的な参加・協力
氾濫危険水位	【避難所の開設・運営】 ◎避難所の開設、受入れの準備に協力 ◎避難所運営に積極的に参画し主体的に避難所を運営する	◎避難所運営への積極的な参加・協力

4. 災害発生時の対応-2

◆情報の収集と伝達

災害時における気象情報、災害情報、被害状況の把握は、迅速かつ的確な災害対応を行う上で、第一に必要なものです。同時多発的に発生している被害状況の中、優先順位を見誤れば二次災害に繋がることも考えられるため、情報がなければむやみに動くことはできません。切迫した状況でも正確に情報伝達できるよう、まずは正確な情報収集が重要となります。

情報収集・伝達において、自治会等には地域防災力の要として以下の役割が求められます。

<p>●TV、ラジオ、防災行政無線、市の広報車などから情報を収集すること</p> 	<p>●実際に地域を歩き、被害状況を確認すること</p> 	<p>●災害対策本部から市の対応や市全域の被害状況、交通やライフラインの状況を収集すること</p> <p>地域の被害情報や避難所の不足物品など、災害対策本部と情報を共有することで不足を補い、問題を解決していきます。</p>	<p>●収集した情報を地域に伝達すること</p> 
--	--	---	--

地域内の被害状況（死傷者や建物、道路等の破損状況等）や火災発生の状況を迅速にとりまとめ、町の災害対策本部に自主防災の本部を通じて報告します。

自治会長は隣組長と連携し情報収集を迅速に行うため、事前に調査区域を分けて担当を決め、実際に歩きながら地域内の被害状況等、必要な情報を収集します。被害報告を受けた後、被害状況を地域内に周知して共有するとともに、町災害対策本部へ自主防災本部から報告します。「被害なし」という報告も災害の全体像をつかむための重要な被害情報になりますので忘れずに報告するようにしてください。防災行政無線や町の広報車、テレビ、ラジオ、CATV等で正確な情報を確認し、地域内の各家庭・各避難所に伝えて混乱が起こらないようにしましょう。

情報収集・伝達にあたっては、以下の事項に気を付けて行うようにしましょう。

情報収集時の留意点	情報伝達時の留意点
1. 5H1W（いつどこで誰が何をどのように）になっているか必ずメモを取りましょう 2. 災害時は嘘やデマが錯綜するため、できるだけ情報の事実確認をしましょう。 3. 災害対策本部等へ報告する場合は情報を一元化するように報告担当者を決めておき矛盾する報告がないようにしましょう。 4. 「被害なし」も重要な情報です。定期的の確認・報告しましょう。	1. 伝達は明瞭簡潔に。 2. 口頭だけでなく掲示板やチラシ等を活用しましょう。 3. 口頭で伝達する時は受診する側に内容を復唱してもらいましょう。 4. 報告する内容に“数”がある場合は特に注意しましょう。 5. 各世帯への伝達を効率的に行うために、予め自治会の伝達経路を決めておきましょう。 6. 障害がある方への伝達については十分に配慮しましょう。

地域内で収集すべき情報をまとめて（別紙報告書）これらの情報については自主防災本部に報告するとともに、地域内でも共有するようにしましょう。

◆町や自主防災本部が必要とする情報

- ・人的被害（死者、行方不明者、負傷者(重傷者・軽症者など)）
- ・建物被害（建物の被害、床上・床下浸水）
- ・公共施設の被害・公共土木施設の被害(道路、橋梁、河川など)
- ・ライフライン被害(電気、ガス、水道・下水道施設など)
- ・火災の発生状況・農地の被害・その他の被害(がけ崩れ、地すべりなど)

◆町の災害情報伝達方法

- ・防災行政無線による伝達
- ・広報車による伝達（市が消防団と連携して伝達）
- ・エリアメール・緊急速報メールによる伝達、その他（市のHP、CATV、自治会長等への伝達など）

◆避難に関する情報について

災害が発生した、または発生する危険性がある場合、町や自主防災本部から各種情報を伝達します。災害が発生した、または発生直前の情報収集の際は、まずこの情報に注意しておきましょう。以下に各種情報の種類と求められる対応をまとめますが、これはあくまで目安であり、自身で危険だと判断すれば情報を待たず適切な行動をするようにしましょう。避難する際は、自治会等で事前に決めておいた一時避難場所に集合し、点呼をとって一緒に避難するようにしましょう。

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。



#### ◆正しい避難をするために

大規模な災害が起きた際には身を守るために避難することは非常に大切です。しかし避難する必要があるのに避難所へ避難してしまうと、避難所に入れるスペースが狭くなる上に、本当に必要としている人が避難所へ行けないという状況になりかねません。そのため避難する際には、以下のことを参考にしながら災害に対応するようにしましょう。

※自宅が無事で地域に火災の危険がなければ、慌てて避難する必要はありません。

避難した方が良いとき
<ul style="list-style-type: none"><li>・町や警察、消防などから避難勧告、避難指示があったとき</li><li>・建物が倒壊する恐れがあるとき</li><li>・自宅で火災が発生し、天井まで燃え広がったとき</li><li>・自宅の付近で火災が発生し、延焼の恐れのあるとき ・危険物が爆発する恐れのあるとき</li></ul>
避難のポイント
<p>避難をする際には家族や地域でまとまって避難するようにしましょう。単独行動は危険を伴うことがあるためです。</p> <p>また家を出るときはガスの元栓を閉め、電気のブレーカーが切っているのを確認しましょう。</p> <p>東日本大震災では発災後しばらく経ってから漏電やガス漏れが原因で火災が多く発生しました。ガスや電気線によって火災が発生するのを防ぐことも必要です。さらに避難する際には服装は行動しやすいように身軽なものとし、ヘルメットなどで頭を保護し、携行品は必要最小限にするようにしましょう。</p> <p>また携行品を持ち歩く際には両手が使えるようにリュックサックなどに入れておくと便利です。</p>
一時避難場所に着いたら情報の収集に努めましょう
<p>災害が発生した時は自治会の集会場や公園、神社など、自治会等が定める一時避難場所に集合しましょう。一時避難場所に着いたら、避難している方との情報交換や共有をしましょう。その際には自治会等同士でまとまらずに、他の自治会等同士でも情報を共有するようにしましょう。 また一時避難場所が火災や土砂災害などで危険な状況になったら臨機応変に一時避難場所を離れるようにしましょう。</p>

#### ◆初期消火

地震による火災発生を防ぐためには、各家庭における出火防止対策が一番大切ですが、いざ火災が発生した場合は地域の自治会等が協力して初期消火活動にあたるようにしましょう。ただし、地域で行う初期消火活動はあくまで火災の延焼を防止することが目的ですので、火災発見時に天井まで炎が届く又は天井に燃え移った時点で消火器による初期消火はできないと判断し、安全な場所で避難することを優先してください。また、消防署員や消防団員が到着したらその指示に従うようにしましょう。



#### ◆救出・救護活動

大規模な災害時には多くの負傷者や避難行動要支援者が避難所までたどり着けずにいることがあります。情報収集によってそのような情報を得たら、自分や家族の身の安全を確保できた後に救出作業の手伝いをするようにしましょう。

また、大地震発生時には家屋の倒壊などにより多数の生き埋め者が発生することが予想されます。災害発生から72時間を過ぎると、たとえ救助に成功したとしても生存率が大幅に落ちるとされています。そのため、消防等防災関係機関の到着を待つ時間的余裕はなく、その場に居合わせた人々による一刻も早い救助が必要になります。災害時の救出・救助活動は、自身も被害にあう危険性が高いため、必ず自分の安全を確保した上で活動に当たってください。

### 自分や家族の安否を確保したら、隣人の救出

- 負傷者、生き埋め者などの居場所について情報を集める。
- 大きな声で呼びかけ、反応を見る。
- 居場所がわかったら、救出活動のための人を集める。  
(負傷者が見える場合は5~10人、見えない場合は20人程度)
- ノコギリ、ハンマー、パール、ジャッキ、ロープなどの身の周りの資機材を活用して救出活動を行う。



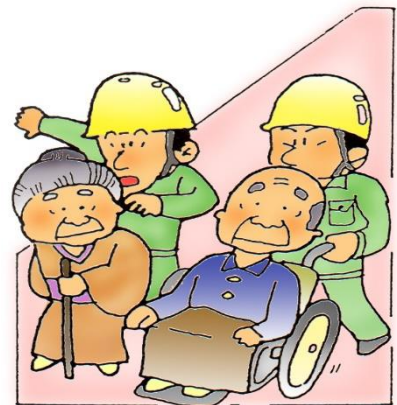
※吉島地区では各支部連合会の公民館に災害救助用工具が配備されています。

※吉島地区のAED配置場所は、吉島地区交流センター玄関、児童クラブきらり玄関、吉島小学校体育館

## 5. 救出・救護活動、避難行動要支援者の支援

#### ◆要配慮者・避難行動要支援者とは

要配慮者とは、災害時に特別な配慮を要する方を指し、特に災害時に迅速な避難行動がとれない方を避難行動要支援者と呼びます。介護を受けている方及び障害を持つ方、妊産婦、乳幼児のいる家庭及び共働き家庭の児童、独居老人や、日本語が不自由なために避難指示などが十分に伝わらない外国人等も含まれます。災害時にはこうした人々の被害が多くなるため、地域でその避難を支援していくことが必要です。



#### ◆避難誘導

避難行動要支援者の避難には、避難準備情報を目安に行動を開始できるよう体制を整えましょう。避難の際は、家族、近隣住民及び自治会等が協力し、事前に確認した安全な避難経路を使って避難誘導を行いましょ。要配慮者には、支援がなければ避難が容易でない避難行動要支援者と、確実な情報伝達が行われることによって、自らあるいは家族の支援で避難が可能な要配慮者がいるため、要配慮者の状

況に応じた避難誘導を行います。そのため、自治会等が日頃から各要配慮者にどのような支援が必要か把握しておく必要があります。

#### ◆安否の確認

既に自宅等から避難している場合は、事前に把握しておいた避難行動要支援者名簿に基づき、近隣住民、自治会等が中心となって、避難所・避難場所を含め避難行動要支援者の安否確認を行い災害対策本部に報告します。

### ◆自治会における避難所の設置と町が設置する避難所での対応

#### ①避難所開設の準備と施設の安全点検

自治会として避難所を設置する前に、必ず施設の安全点検を行いましょ。自治会長他2人以上で行い、避難スペースとなる自治公民館等の『安全点検チェックシート』を活用し、危険箇所や施設の使用可否を確認します。

#### ②避難スペースの確保と避難者の受入れ

施設の安全点検が終わったら、避難所に必要な受付や居住スペース、作業スペース等を確保する必要があります。避難者一人に対する最低限必要なスペースはおおよそ2～3㎡とされています。避難スペースの確保また、避難所内には通路の確保をして、高齢者や子供などをなるべく壁側に配置するようにしましょ。さらにペットを連れて避難してきた人のために、屋外にペット用の避難スペースを設けておきましょ。

#### ③避難者の受入れ

避難者を受け入れる場合、避難所へ入所するかどうかに限らず、避難者全員に避難者カードへの記入してもらいます。避難者カードは、この後の避難生活において食料の配布などの各種対応の際の資料として使われます。

#### ④居住スペースの誘導

受付が済んだ避難者を確保していた居住スペースへ順次誘導します。この時、高齢者や子供はなるべく環境の良い場所に優先して避難させましょ。

#### ⑤避難者グループの編成

見知らぬ避難者同士を近くに配置したり、高齢者や子供などの要配慮者を無配慮に配置してしまうと思われぬトラブルの原因となります。なるべく避難者は家族同士や同じ地区同士のグループとなるよう配慮します。

優先して避難させる被災者	
①	住宅の倒壊や火災によって住居を失った被災者
②	高齢者、障がい者などの要配慮者
③	被災家屋に残っている在宅被災者
④	通勤者など帰宅困難者（地域外の人も含む）
⑤	その他必要と認める被災者



#### ◆食糧や資機材等物資の確認

食糧を地区の災害対策本部から調達する際には避難者名簿を参考に正確な避難者の数を伝えましょう。その際に食糧だけでなく、防災資機材等に不足があれば申請しておきましょう。

また自治会で炊き出し等の食糧を提供する際には、安全のため食中毒やアレルギー等に配慮しましょう。

#### ◆町の災害対策本部への報告

通常、町への連絡は町職員（地域連絡員）が行います。しかし、災害時や緊急時には必ずしも町の職員が避難所運営に参加できているとは限りません。そのような場合には、自主防災の避難所運営委員長等がリーダーとなって報告しますので自治会の状況をまとめておきましょう。

### **6. ライフライン復旧後の避難所**

#### ①避難所の閉鎖

避難所の閉鎖は、災害対策本部と運営委員会が協議しながら検討して避難者に周知します。

#### ②避難所の閉鎖の合意形成と通知

避難所を閉鎖する際には、災害対策本部と運営委員会だけで話し合わずに、避難者に説明をして了解を得るようにしましょう。

また、自宅で避難生活をしている方の中には、避難所で食料等の配給を受けている方がいる場合があります。避難所で行っていた配給が中止になることを地域に伝えることともに、開設している他の避難所の情報を伝えるようにしましょう。

#### ③避難所の後片付け

避難所の閉鎖が決まったら、避難所の設備や物資については、どのように返却、あるいは処分するかを災害対策本部と協議して避難所の片付けを行きましょう。

避難者は協力して利用した施設内外の片付けや、清掃、ごみ処理などを積極的に行いましょう。

避難所の運営に使用した避難者名簿などの記録や資料などは、災害対策本部に忘れずに提出するようにしましょう。